

# 他都市の処分事例について

～ 同様の事例はありませんか？ ～

青森市 福祉部 指導監査課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

## ■ 指定取消事例①

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、訪問介護員の資格がない従業者2名が当該資格を取得するまでの間、<u>無資格であるにもかかわらず、サービス提供を行わせ</u>、介護報酬を<u>不正に請求</u>し受領した。</li></ul> <p>② 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>訪問介護員の資格がない従業者が提供したサービスについて、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、訪問介護を提供したとする<u>虚偽の記録を作成</u>し、市の監査に対して<u>虚偽の報告</u>を行った。</li></ul> <p>③ 法令違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一体的に運営されている障害福祉サービス事業者において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための<u>法律の規定に違反</u>した。</li></ul>

## ■ 指定取消事例②

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実際には未届の有料老人ホームに拠点を置いて当該施設に居住する利用者にサービス提供を行っていたにもかかわらず、本体事業所から訪問しているように装い、複数の利用者について不正に同一建物減算を免れて介護報酬を請求し受領した。</li><li>・ サービス提供を行ったことが確認出来ないサービスについて、不正にその報酬を請求し受領した。</li><li>・ サービス提供者が当該訪問介護事業所の職員として従事していない時間帯に、当該サービス提供者がサービスを提供したとして、サービス提供記録を不正に作成し、その報酬を請求し受領した。</li><li>・ 同一のサービス提供者が同日同時間帯に複数の利用者に対してサービスを提供したとされるサービス提供記録を不正に作成し、その報酬を請求し受領した。</li></ul> <p>② 法令違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定事業者は、その指定に係る事業所を拠点としてサービスの提供を行わなければならないところ、指定に係る本件事業所とは別に所在する未届の有料老人ホーム内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行っていた。</li></ul>

## ■ 指定取消事例③

サービス種別	通所介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実際には、サービスを提供していない又は入浴のみを提供するなど、<u>通所介護サービスを提供していない</u>又は<u>過少なサービスしか行っていない</u>にもかかわらず、居宅サービス計画に位置付けられた内容どおりのサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録等を作成したうえで、当該記録に基づき、介護報酬を<u>不正に請求</u>し受領した。</li></ul> <p>② 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市が認定した不正請求の事実に対して、代表取締役はそのことを認識していたにもかかわらず、監査における立入調査の際に、市が行った質問に対し、不正請求等の事実については何も知らず、意図的に不正を行っているということはない旨の<u>虚偽の答弁</u>を行った。</li></ul>

## ■ 指定取消事例④

サービス種別	福祉用具貸与
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定福祉用具貸与事業所を運営するに当たっては、常勤の管理者及び常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置しなければならないところ、事業所は、当該<u>従業者を適切に配置していなかった。</u></li></ul> <p>② 設備基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業所が<u>指定を受けた所在地に対象事業所は存在しておらず、事業所は、事業の運営に必要な区画等を有していない。</u></li></ul> <p>③ 命令違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>上記の基準違反について、市は事業者に対し、改善勧告及び改善命令を行ったが、事業者は報告期日までに、<u>正当な理由なく同勧告及び同命令に係る措置を講じなかった。</u></li></ul>

## ■ 指定取消事例⑤

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、法律又は法律に基づく命令を順守し、要介護者（要支援者）のため忠実にその職務を遂行しなければならないところ、施設管理者の指示により全入居者の食事を減食しており、<u>放棄・放任の虐待</u>として生命に危機を及ぼす重大な人格尊重義務違反を行った。</li></ul> <p>② 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>監査に係る帳簿書類（介護記録等）の提出にあたり、<u>虚偽の報告</u>を行った。</li></ul> <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>監査における入居者の身体状況の報告にあたり、<u>虚偽の答弁</u>を行った。</li></ul>

## ■ 指定取消事例⑥

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して、以下の2点について文書を交付して説明を行っておらず、運営基準減算の要件に該当することを知らず、減算することなく、通常の介護報酬を請求していた。</li></ul> <p>(1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること</p> <p>(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること</p> <p>② 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>監査の際、実際には利用者には交付していない虚偽の契約書兼重要事項説明書等を提出した。</li></ul> <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>監査の際、「①及び②の記載がある契約書兼重要事項説明書等を交付して説明を行った」と、虚偽の答弁をした。</li></ul>

## ■ 指定の一部効力の停止

(新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限5割の制限 3か月) 事例①

サービス種別	地域密着型通所介護
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>生活相談員の配置に関する基準を満たしていなかった。書類及び複数の証言により、令和4年11月26日から令和5年7月20日までの間、生活相談員が全く事業所に配置されていなかった。また、令和4年5月16日から令和4年11月25日までの間、勤務が認められる生活相談員1名が勤務していない時間について、生活相談員が事業所に配置されていなかった。</li></ul> <p>② 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者が、市の監査に対し、<u>虚偽の報告</u>を行った。複数の職員から法人本部に対し生活相談員の配置不足について伝達がなされていたにもかかわらず、監査により市に提出された勤務表において、生活相談員の配置基準に適合しているかのような記載を行った。</li></ul> <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者が、市の監査に対し<u>虚偽の答弁</u>を行った。監査において、1名の従業者が、事業所の生活相談員として勤務を行っていないにもかかわらず、自身が生活相談員として事業所に勤務していたと証言し、生活相談員の配置基準に適合させるため、事実と違う証言を行った。</li></ul>



■ 指定の一部効力の停止  
(新規利用者受入停止 6か月) 事例②

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>元管理者による入居者18名の預かり金の横領及び防水シーツの購入代金として入居者の家族から預かった金銭の横領という<u>経済的虐待</u>が確認された。また、事業者は、入居者及びその家族に対し、当該事実についての説明を怠った。</li></ul> <p>②法令違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見したにもかかわらず、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定められた<u>市への通報義務を怠った</u>。</li></ul> <p>③不正又は著しく不当な行為</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所と一体的に運営している指定認知症対応型共同生活介護事業所において、人格尊重義務違反及び法令違反という<u>著しく不当な行為</u>があった。</li></ul>

## ■ 指定の全部の効力の停止（12か月）事例①

サービス種別	介護老人保健施設、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入所者1名に対し暴行し怪我を負わせたこと（<u>身体的虐待</u>）</li><li>・ 入所者7名に対し「緊急やむを得ない場合」とは認められない身体拘束（行動を制限する行為）が行われていたこと（<u>身体的虐待</u>）</li><li>・ 入所者24名に対する爪や皮膚のケア、体位交換時の対応やターミナルケアが不十分であり、そのうち9名について、皮膚科、内科又は精神科への受診が必要な心身状態であったにもかかわらず、当該施設の医師（管理者を兼務）がその状況を診察等により把握しておらず、他科への受診の検討もなされていなかったほか、入所者38名（一部重複）に対する口腔ケアが不十分であったこと（<u>介護・世話の放棄・放任</u>）</li></ul> <p>② 法令違反</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 通所リハビリテーション及び短期入所療養介護と一体的に運営する介護老人保健施設において、介護保険法に規定する<u>人格尊重義務違反</u>が認められた。</li><li>・ 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護と一体的に運営する介護老人保健施設において、介護保険法に規定する<u>人格尊重義務違反</u>が認められた。</li></ul>

## ■ 指定の全部の効力の停止（3か月）事例③

サービス種別	特定（介護予防）福祉用具販売
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定特定福祉用具販売事業所の従業員が、令和5年4月から令和5年7月にかけて、利用者に腰掛便座の購入意思がないにもかかわらず、委任状等の<u>関係書類を偽造</u>し、購入申請を行い、介護報酬を不正に受領した。</li><li>指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業員（上記と同一の従業員）が、令和5年6月に、利用者に腰掛便座の購入意思がないにもかかわらず、委任状等の<u>関係書類を偽造</u>し、購入申請を行い、介護報酬を不正に受領した。</li></ul>

## ■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例

### ■ (新規利用者受入停止及び介護報酬請求上限7割の制限 6か月) 事例

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護3事業所
処分理由	<p>① 不正請求 (3事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>定員を超過しての利用者の受入れを日常的に行いながら、<u>定員超過減算をせず</u>に介護報酬を請求し受領した。また、看護体制加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、<u>要件を満たさないにもかかわらず</u>不正に請求するとともに、介護職員処遇改善加算を過大に請求し受領した。(短期入所生活介護のみ)</li></ul> <p>②虚偽報告及び虚偽答弁 (1事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>監査において、定員超過の事実を隠蔽することを目的に、事業所の利用実績等の<u>資料を改ざん</u>し、これを提示して<u>事実と異なる答弁</u>をした。(短期入所生活介護のみ)</li></ul> <p>③ 法令違反 (1事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定介護予防短期入所生活介護事業所と一体的に運営されている指定短期入所生活介護事業所で、<u>不正請求</u>が行われた。(介護予防短期入所生活介護のみ)</li></ul>